社会保障・税番号制度推進事業について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」）に基づき平成２７年１０月からの市民一人ひとりへの個人番号（マイナンバー）付番に始まり、順次利用されることとなります。

本市においては、制度開始にあたり、市民に正確で適切な情報提供を行うとともに、マイナンバー制度導入への的確な対応を実施することを目的としています。

制度の概要

- マイナンバー制度では、日本に住み住民票を持つすべての方（外国籍の方を含む）一人ひとりに、新たにマイナンバーを付番します。
- マイナンバー制度は、マイナンバーを国や自治体などの行政機関等が共通して利用することで、社会保障制度や税制度の効率性・透明性を高め、より公平で公正な社会の実現をめざすというものです。
- マイナンバーは、当面、社会保障・税・災害対策の分野に限って利用される予定です。

マイナンバー制度で実現すること

- 「所得」や「行政サービスの受給状況」などがより正確に把握することが可能となり、真に必要とされる方に対しての、よりきめ細やかな支援を行うことができます。
- 国の機関や他市町村等と情報連携が可能となることで、窓口等での各種申請手続き時に必要となる添付書類が簡素化される等、市民の利便性が向上します。

個人番号（マイナンバー）

- 平成２７年１０月以降、住民票の住所にマイナンバーが記載された『通知カード』を郵送する予定です。

【　通知カード　】
イメージ

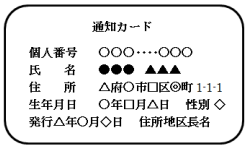

（案）

個人番号カード

- 平成２８年１月以降、希望者からの申請により交付する予定です。
- 顔写真付きのＩＣカードで、免許証と同様に、公的機関の発行する本人確認書類（身分証明書）として利用可能となる予定です。
- 公的個人認証機能を標準搭載していて、ｅ－Tax 等のサービスが利用可能となる予定です。
- ＩＣチップにはカード記載の氏名・住所・マイナンバー等の情報を記録しますが、地方税関係情報等、プライバシー性の高い情報は記録されません。

【　個人番号カード　】
イメージ

表面（案）

裏面（案）

個人情報の保護

- マイナンバーは、マイナンバー法や条例で規定された目的でしか利用できません。
- マイナンバー法や条例で規定された目的以外でマイナンバーを利用すると、処罰の対象となります。

特定個人情報保護評価

- 特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保有する地方公共団体等が、利用する前に個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、その影響を軽減するための適切な措置を講ずることを目的に実施するものです。
- 堺市では、今後、国で定められた評価基準に基づき、特定個人情報を利用する事務ごとに順次実施します。

今後の主なスケジュール（予定）

- 平成２７年１０月　マイナンバーの通知開始
- 平成２８年１月　マイナンバーの利用開始、個人番号カードの交付開始
- 平成２９年１月　国の機関間で情報連携開始
- 平成２９年７月　国・地方公共団体等との間で情報連携開始